

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成20年5月15日(2008.5.15)

【公表番号】特表2003-528916(P2003-528916A)

【公表日】平成15年9月30日(2003.9.30)

【出願番号】特願2001-572103(P2001-572103)

【国際特許分類】

A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 K	31/155	(2006.01)
A 6 1 K	31/439	(2006.01)
A 6 1 K	31/445	(2006.01)
A 6 1 K	31/496	(2006.01)
A 6 1 P	1/04	(2006.01)
A 6 1 P	9/00	(2006.01)
A 6 1 P	9/10	(2006.01)
A 6 1 P	15/00	(2006.01)
A 6 1 P	17/00	(2006.01)
A 6 1 P	17/06	(2006.01)
A 6 1 P	27/02	(2006.01)
A 6 1 P	35/00	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
G 01 N	33/15	(2006.01)
G 01 N	33/50	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	45/00	
A 6 1 K	31/155	
A 6 1 K	31/439	
A 6 1 K	31/445	
A 6 1 K	31/496	
A 6 1 P	1/04	
A 6 1 P	9/00	
A 6 1 P	9/10	
A 6 1 P	15/00	
A 6 1 P	17/00	
A 6 1 P	17/06	
A 6 1 P	27/02	
A 6 1 P	35/00	
A 6 1 P	43/00	1 0 5
G 01 N	33/15	Z
G 01 N	33/50	Z

【手続補正書】

【提出日】平成20年3月21日(2008.3.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項 1】 内皮細胞増殖及び／または生存を調節するための、シグマレセプターリガンドを含む製薬組成物。

【請求項 2】 リガンドがシグマ-1レセプターに結合可能である、請求項 1 記載の組成物。

【請求項 3】 前記内皮細胞が、毛細血管内皮細胞、大血管内皮細胞、及び／またはリンパ管内皮細胞を含む、請求項 1 または 2 記載の組成物。

【請求項 4】 内皮細胞増殖及び／または生存の調節が、脈管形成を制御するために使用される、請求項 1 から 3 のいずれか一項記載の組成物。

【請求項 5】 前記シグマレセプターリガンドが、内皮細胞増殖及び／または生存を阻害するシグマレセプターアンタゴニストである、請求項 1 から 4 のいずれか一項記載の組成物。

【請求項 6】 前記シグマレセプターリガンドアンタゴニストが、リムカゾール (cis-9-[3,5-ジメチル-1-ピペラジニル]プロピル]カルバゾールジヒドロクロリド)、リムカゾールヒドロクロリドまたはIPAG (1-(4-ヨードフェニル)-3-(2-アダマンチル)グアニジン)、または前記化合物のいずれか一つの誘導体、プロドラッグ、または製薬学的に活性な塩である、請求項 5 記載の組成物。

【請求項 7】 ガンの治療のために使用される、請求項 5 または 6 記載の組成物。

【請求項 8】 腫瘍の新生血管形成を阻害し、それによって腫瘍の成長と転移を阻害する、請求項 7 記載の組成物。

【請求項 9】 血管腫、糖尿病性網膜症、子宮内膜症、乾癬、皮膚の傷跡、または静脈シャントの治療のために使用される、請求項 5 または 6 記載の組成物。

【請求項 10】 前記シグマレセプターリガンドが、内皮細胞増殖及び／または生存を促進するシグマレセプターアゴニストである、請求項 1 から 4 のいずれか一項記載の組成物。

【請求項 11】 前記シグマレセプターリガンドアゴニストが、(+)-N-アリルノルメタゾシンまたは(+)-ペンタゾシンである、請求項 10 記載の組成物。

【請求項 12】 冠状動脈疾患、潰瘍、傷の治癒、虚血の治療、傷害または損傷組織の修復、並びに組織移植片の挿入の促進のために使用される、請求項 10 または 11 記載の組成物。

【請求項 13】 前記潰瘍が、静脈瘤、胃潰瘍または十二指腸潰瘍である、請求項 1 2 記載の組成物。

【請求項 14】 前記虚血が、脳血管または心筋梗塞、急性血栓閉塞症エピソード、慢性血管虚血、アンギナ若しくは末梢血管疾患に引き続いで生じる、請求項 1 2 記載の組成物。

【請求項 15】 前記損傷組織が血管を含む、請求項 1 2 記載の組成物。

【請求項 16】 前記損傷が、アテローム性動脈硬化症、塞栓から生ずる損傷、静脈シャント、または再狭窄から生ずる、請求項 1 5 記載の組成物。

【請求項 17】 内皮細胞増殖及び／または生存を調節可能なアンタゴニストまたはアゴニストであるシグマレセプターリガンドを同定する方法であって、以下の工程：

(a) 試験化合物を内皮細胞と接触させる工程；

(b) 試験化合物が内皮細胞増殖及び／または生存を調節するかどうか測定する工程；

(c) 化合物が生存及び／または増殖を阻害する場合、試験化合物が、正常細胞における生存及び／または増殖を阻害しないか、または実質的に低い度合いで阻害することを測定する工程；

を含む方法。